

持続化補助金の公募開始

標記補助金の募集につきまして、公募期間は5月13日(金)までです。

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、商工会議所と一体となって、販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用、商品パッケージ制作、集客力を高めるための設備導入等）が対象となります。

小規模事業者持続化補助金にかかる補助率：補助対象経費の2/3以内

補助上限額50万円（雇用者の増加や買物弱者対策、海外展開に取り組む場合、補助上限額が100万円となります）

※小規模事業者とは、製造業その他従業員20人以下、商業・サービス業従業員5人以下の事業主です。

対象経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費
⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪委託費 ⑫外注費

女性活躍加速化助成金の公募開始

女性活躍加速化助成金

女性活躍推進法（平成28年4月1日施行）にさきがけて、女性の活躍推進に取り組む事業主の方を支援する助成金です。

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金が支給されます。

「助成金の種類と支給額」

○加速化Aコース 【支給額 30万円(1事業主1回限り)】

「取組目標」を達成した中小企業事業主に対して支給

○加速化Nコース 【支給額 30万円(1事業主1回限り)】

「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主に対して支給

◇3月の無料相談日のご案内

税務相談 3月 2日(水) 16日(水) 顧問税理士（大竹税理士）

金融相談 3月 4日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業

3月 8日(火) 日本政策金融公庫中小企業事業

3月 9日(水) 佐賀県信用保証協会

法律相談 3月 4日(金) 山下弁護士 3月11日(金) 行政書士会

3月18日(金) 司法書士会 3月25日(金) 県弁護士会

※ どなたでもご相談いただけます。ご希望の方は事前に当所へご連絡ください。